

特定濃度の細則については計量法 121 条の 2 の認定に係る事項(「品質マニュアル」、「規程(受付管理規程、検定規程等)」、「管理手順・基準」、「操作手順(標準作業手順書)」及び「記録類)並びに前記の資料 2 を活用し、計量管理が重複しないよう工夫して作成してください。